

次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第19条第5項に基づき、「第三期次世代育成支援行動計画」について、平成27年度中（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）に実施した取組状況を公表するもの

1 主な取組

- (1) 育児休業等を取得しやすい環境整備
育児休業等を取得しやすい環境整備を推進した結果、女性職員の育児休業取得率は100%であった。また、警察署に勤務する男性警察官1名が、三重県警察で初めて、育児休業を取得した。
- (2) 男性の子育て目的の休暇の取得促進
子どもの出産、子育て期における「親子の時間」を大切にするとともに、出産後の配偶者をサポートするため、休暇制度を周知徹底するなど、男性職員の子育て目的の休暇取得を促進した。
- (3) 子どもと触れ合う機会の充実
職員の家族を職場に招き、白バイ等の車両見学会や昼食会等を開催し、警察業務に対する家族の理解を深めるとともに、職員と家族の融和を図った。
- (4) 夏季における年次休暇等の取得奨励
6月1日から10月31日までを夏季における年次休暇等の取得奨励期間に設定し、取得率の向上を図った。
- (5) 余暇活動への支援
子どもと共に過ごす余暇活動の充実を図るため、共済組合や互助会と連携し、遊園地を始めとするレジャー・スポーツ施設を利用する際の助成等を推進した。
- (6) 定時退庁日の指定
定時退庁日を指定するとともに、庁内放送等を通じて職員の定時退庁を促した。

2 各種制度の運用状況（前年同期比）

- | | |
|--------------------|--------------|
| (1) 女性職員の育児休業取得率 | 100%（±0） |
| (2) 男性職員の育児休業取得率 | 0.5%（+0.5P） |
| (3) 配偶者出産休暇取得率 | 47.4%（+7.6P） |
| (4) 男性職員の育児参加休暇取得率 | 9.8%（+0.6P） |
| (5) 年次有給休暇取得日数 | 5.5日（+0.4日） |

3 今後の取組

「第三期次世代育成支援行動計画」に基づき、職員が子どもを生きやすい、育てやすい職場環境を整備するため、出産・育児に関する特別休暇や年次有給休暇の取得促進、時間外勤務の削減など、職員のワークライフバランスの確立に向けた取組を推進する。